

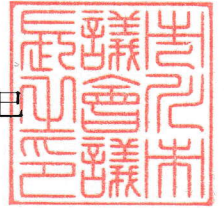


令和4年4月5日

椎谷哲夫様

市川市議会議長

松永修 印



日頃より本市議会の運営にご理解をいただき、誠にありがとうございます。

先般お問合せのあった令和4年2月21日付公開質問状について、下記のとおり回答いたします。

記

平成29年に実施されました「家族の法制に関する世論調査」におきましては、①「婚姻をする以上、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきであり、現在の法律を改める必要はない」と答えた方の割合が29.3%、②「夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるように法律を改めてもかまわない」と答えた方の割合が42.5%、③「夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望しても、夫婦は必ず同じ名字を（姓）を名乗るべきだが、婚姻によって名字（姓）を改めた人が婚姻前の名字（姓）を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについては、かまわない」と答えた方の割合が24.4%となっております。

当該③の選択肢は、「夫婦は必ず同じ名字を（姓）を名乗るべき」としつつ「婚姻前の名字（姓）を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについては、かまわない」とする趣旨であって、現在の夫婦同姓制度には不便・不都合があることを前提として、当事者の意思に基づき婚姻前の氏の使用を法律的に認めることによって不便・不利益を解消しようとする点で、②の選択肢と同様の方向性を示すものと推察されます。

本市議会といたしましては、以上の点を踏まえ、ご指摘の意見書を提出したところであり、今後につきましては、皆様に誤解を生じさせることがないよう、意見書の作成においては更なる配慮を尽くしてまいります。

以上をもって本市議会の回答とさせていただきます。